

平成19年第5回八峰町議会臨時会会議録（第1日）

平成19年11月14日（水曜日）

議事日程第1号

平成19年11月14日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第96号 専決処分事項の報告について  
(平成19年度八峰町一般会計補正予算（第6号）)
- 第5 議案第97号 八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第98号 八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第99号 工事請負変更契約の締結について
- 第8 議案第100号 工事請負契約の締結について

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友

出席議員（15人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	12番 芦崎達美	13番 木藤實
14番 見上政子	15番 須藤正人	16番 阿部栄悦

説明のため出席した者

町長 加藤和夫 副町長 佐々木正憲

教 育 長	千 葉 良 一	総 務 課 長	嶋 津 宣 美
会 計 課	金 谷 茂	企画財政課長	須 藤 徳 雄
管 財 課 長	木 村 学	税 務 課 長	佐々木 充
産業振興課長	武 田 武	峰浜町民サービス課長	皆 川 鉄 也
福 祉 課 長	小 林 孝 一	保健衛生課長	齊 藤 英市郎
農業振興課長	米 森 昭 一	上下水道課長	高 宮 建 一
農業委員会事務局長	松 森 尚 文	教 育 次 長	伊 藤 進
学校教育課長	伊 勢 均	学校給食センター所長	加賀谷 敏 一
峰浜公民館長	金 平 嘉 孝	子ども園園長	小 林 慶 範
建設課係長	浅 田 善 孝		

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡 田 辰 雄      書 記 齊 藤 なつ子

---

午前10時00分 開 会

議長（阿部栄悦君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。  
定足数に達しておりますので、これより平成19年第5回八峰町議会  
臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、

7 番 門 脇 直 樹 君

8 番 菊 地 薫 君

9 番 福 司 憲 友 君

の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議あり  
りませんか。

○ 「異議なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。

議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日平成19年第5回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席をいただき誠にありがとうございます。

最初に、9月議会定例会以降の町政の動きについて、掻い摘んでご報告を申し上げます。

まず、今年の稲作ですが、大きな被害に遭うこともなく、「平年並み」の収穫で終わることが出来たものと思っております。

◇9月29日から10月9日まで行われた「秋田わか杉国体」は、天皇杯、皇后杯とも獲得した県選手団の奮闘ぶりが、県民に大きな力と思い出を残してくれた大変意義のある大会でありました。

10月には町交通安全大会や自殺予防フォーラムが開催され、多くの町民の参加によって成果のあった集いとすることができました。

ポンポコ山については10月いっぱい風呂と食堂部門を休止し、公園利用者を中心とした対応に変更したところであります。

11月に入って、国際教養大学と協力関係を深める「調印式」望んでおります。今後、同大学生の町内小中学校へ受け入れ等を通じて、国際交流や英語教育の振興が図られるものと期待しております。

また、今月4日には岩子小学校の「閉校式」が挙行され、卒業生や地域の皆さんが参加して校舎との別れを惜しんだところであります。

文化の秋に相応しい町民文化祭が10日から13日に開催され、作品展示や芸能発表で盛り上がったところです。

それでは、本日提案しております議案等の概要について申し上げます。

議案第96号は9月中旬の大雨による町道・河川の被害地の災害復旧にかかる設計委託料の補正予算の専決処分です。

議案第97号は「育児休業等に関する法律」の改正による育児短時間勤務制度の導入などに伴う条例の一部改正であります。

議案第98号は、議案第97号の改正に伴い関連する「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正であります。

議案第99号は「八森浄化センターOD層増設工事」の「変更契約」に伴う契約案件となります。

議案第100号の工事請負契約の締結については、「八森浄化センター増設工事」の「機械設備」の入札を終えたことから、議会の議決をお願いするものであります。

以上、本議会でご審議していただく議案は5議案であります。詳細については、提案の際説明させますので、宜しくご審議のうえ、適切にご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部栄悦君） 日程第4、議案第96号、専決処分事項の報告について（平成19年度八峰町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。当局の説明を求めます。佐々木副町長。

副町長（佐々木正憲君） 議案第96号、専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年度八峰町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成19年11月14日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページを開いていただきます。

議案の説明の前に皆さんに一言お願いしておきたいと思いますが、この専決処分書はですね、今年の9月15日から18日まで、豪雨災害がございまして、それに伴う補正予算でございまして、実は昨日から国の査定官が本町に入りまして、昨日、事務査定今日は、15日現

地の査定のために、課長が現地の理解あるいは説明のために現場の方へ行っておりますので、建設課の方からは浅田建設係長が同席しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

尚、皆さんのお手元の方に豪雨災害の災害箇所につきましての位置図が配布されておりますので、ご参照願ひたいと思ひます。

専決処分第6号

#### 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないので、次のとおり専決処分する。

平成19年9月26日

八峰町長 加藤 和夫

平成19年度八峰町一般会計補正予算(第6号)

歳入歳出補正予算

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,504千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,086,000千円とする。

次に5ページを開いていただきます。

2歳入、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正前の額128,727千円、補正額3,504千円、計132,231千円。節1 一般会計繰越金、3,504千円。説明で繰越金の3,504千円です。

尚、繰越の現在額につきましては、98,815千円となっております。

次に6ページの歳出でございます。

3歳出、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費、補正前の額2千円、補正額3,504千円、計3,506千円。一般財源3,504千円。節の、3職員手当等350千円、一般職時間外勤務手当、これにつきましては、現地の調査、あるいは災害の設計関係の書類作成の職員4人分でございます。9旅費54千円、普通旅費54千円、災害設計の協議等に関わる出張旅費です。13委託料3,100千円、1測量設計業務委託料3,100千円。内訳でございますが、地質調査の関係で2箇所の分、野田川夏井沢が150千円、及び設計・測量作

成表ですね、これが委託業務料が7箇所分160千円、締めて310千円でございます。以上でございます。

議長（阿部栄悦君） これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君

3番（石塚正一君） この場所、今7箇所と言っていました、どこら辺の場所なのか。

○ 「資料がある」という声

3番（石塚正一君） 今、後から見てあれします。

議長（阿部栄悦君） 3番議員発言を取り消しますか。

3番（石塚正一君） はい。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

15番（須藤正人君） 災害箇所の状況の説明があっても良いと思うんですが。

議長（阿部栄悦君） 説明を求めます。建設課長代理、浅田建設係長。

建設係長（浅田善孝君） そうすれば、図面の①番から順に説明していきたいと思えます。

①番の峰浜中央線、これは左側の方になります。法面崩壊でして復旧延長は約11メートルになっております。

②番の小釜沢川は右岸の方の河岸決壊になっております。復旧延長は11メートルです。

③番の野田川の方は左岸の方でして、同じく河岸決壊となっております。延長が43メートルです。

④番の夏井沢川も左岸の方になりまして、やはり河岸決壊となっております。延長の方が15メートルです。

⑤番の倉の沢川の方は右岸決壊でして、右岸の河岸決壊です。延長も10メートルになっております。

⑥番の1級町道水沢鳥矢場線の方は、法面崩壊であります。延長が12メートルになっております。

⑦番の方の夏井沢川の方は護岸決壊になっております。延長の方が16メートルとなっております。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

14番（見上政子さん） ちょっとわからないので教えてもらいたいんですが、⑥と⑦の赤線を引いていないのは、何か理由があるのか、それとかかった費用についても知らせてもらいたいんですが。1箇所ずつ。

議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。

副町長（佐々木正憲君） この図面を見ますとですね、5箇所には赤のマークがついておりますが、2箇所にはついておりません。したがって、⑥番の水沢鳥矢場線、これはですね査定に入らないと、こういうふうなことでございまして、町単独で復旧工事をやらなければだめな所でございます。まあ災害にはかないませんが。

それから、夏井沢川の⑦の護岸決壊につきましては、中身について現在保留中と、もう少し中身を検討しなくてはだめということで、今回の査定には入れておらなかった状態でございます。額につきましては、今回の補正に出している、いわゆる地質調査あるいは測量関係の設計料を出しております。全体の災害の額につきましては現在査定中でございますので、いくらかかるか今のところまだわかってございません。

それで、これは今まだ未確定でございますが、現在国の方に査定を受けるために、申請している額につきましては、ただ今申し上げますのでよろしいでしょうか。それにつきましては、①番の峰浜中央線、これにつきましては申請額が、1,872千円。②番の小釜沢川の右岸の決壊でございますが、これにつきましては、2,642千円。それから野田川の左岸の決壊でございますが、これについては11,460千円。それから④番の夏井沢川の左岸ですが、これの決壊につきましては3,272千円。⑤番の倉の沢川の右岸の決壊、これにつきましては2,307千円でございます。以上です。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

14番（見上政子さん）今の説明というのは、国の方に工事がこのくらいかかるという事で、申請しているという事のようにですが、この専決処分の3,000千円の説明にはちょっとになっていないと思うんですが、そこらへんをもう少し詳しく教えてほしいということと、町単独工事が2箇所ありますが、これは国に申請しないとすると、町単独の工事でどれくらいの規模のものなのか、これも教えてもらいたいと思います。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

町長（加藤和夫君） お答えします。先ほど専決処分を受けたこの金額、先ほど全部一回説明しましたけども、再度申し上げますが、この内訳であります。職員の手当等350千円は時間外、旅費等は打ち合わせのための旅費であります。それから委託料というのは、この災害申請をするための設計の委託料であります。これは今回に限らず、いつもの災害の場合かならず事前にそういう設計を組んで、積算をして、そして国にこのくらいの災害ですのということで補充申請をするという状況になっていきますので、その額がさっき副町長が言ったように申請額として今出して、昨日今日査定を受けておりますので、その査定の結果、この金額が満額になるのか、あるいはこの部分は削られるのか、そこは今の査定しだいということになりますので、そういう意味で今日課長ですね、満額取るために今一生懸命頑張っているということでございます。それから、水沢鳥矢場線ですけれど、これは復旧のために1,000千円くらいかかると思いますが、これは後日、町単独でやるものについては予算を上げて、そのうえに建設に取り掛かっていくと、復旧に取り掛かっていくということになりますので、よろしくをお願いします。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 4番今井一政君。

4番（今井一政君） 説明ありました鳥矢場線ですが、あそこは何で町で復旧しなければならない場所ですか。



議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

町長（加藤和夫君） 今回の災害対象区域というのが示されているんですよ。例えば、米代川流域からこの範囲でという範囲の中にここの部分が入っていないと、というのは雨量から含めてこの地域には、今回の災害の対象になるという範囲が示されているんですが、たまたまさっき申し上げて5箇所等はその範囲の中にあるんですが、この鳥矢場線については、入っていないという状況で、これはやるとすれば町の単独でやらなければならないこういう状況です。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 4番今井一政君。

4番（今井一政君） 図で見ますと共同になっておりますが、現場はあそこは田んぼだわけですよね。田んぼの法面だというふうな事で、あれは土地改良がらみの部分での問題点あると思っておりますが、そのへんをもう少しくわしくお願いします。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

町長（加藤和夫君） 町道の区域の中に入っています。今申し上げた鳥矢場線の所は。したがって、それとさっき申し上げたように、今回の災害の対象地域にはならないということで、いずれやるとすれば町の方でやらなければいけないという状況です。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 1番松岡清悦君。

1番（松岡清悦君） 今回の補正予算額には異議ありませんし、直接関係ないわけですが、今回の豪雨に対する町の考え方を関連してお伺いしたいと思います。今回の豪雨に関しましては、当町はあまり大きな被害、もちろん人家とか人的な被害とかなかったと思うんですが、他の地域の今回の被害を見るたびに、雨の恐ろしさを痛感したわけです。私も県北地区の災害地を見て参りました。本当に明日の日をどうしたらいいかというくらい深刻な状況が続いています。今回我が町はそういう意味では大きな被害もなくてよかったなと思っているわけです。

が、今回被害が少なかった理由として、雨量が極端に少なかったのか、それとも災害に強い地域づくりをしてあったのか、まずそういう判断を町長にお尋ねします。例えば、県北地区に降った雨がもしこの地域に降ったとすれば、どうなっていたかというシミュレーションは当然したと思います。当町もダムを抱えています。あの県北地区の水害の大きい部分をダムの保水にかかるものだと私も判断して参りました。いつどこにどのくらいの雨が降るか全く想像つかないわけで、やはり災害は未然に防ぐ、これが行政の仕事だというふうに考えております。今回の豪雨災害に対して町のそうした考え方、シミュレーションをお尋ねいたします。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

町長（加藤和夫君） 今回雨量からいいますと、米代川水域の方に集中されました。まあ周辺ということのうちの方であるとか、藤里もそれなりに降ったんですけれども、危険な状態の雨量でなかったというのが正直なところですよ。

で、じゃ災害に強い町なのかというふうなことで、極端に求められますとやっぱり現状の中では、危険な水量を越えますとやっぱり非常に危ない所はあります。そう意味では一挙にはいかないんですが、年数をかけながら弱い部分を補強していくということになると思いますし、近々竹生川についても、この後どういうふうに補強していくか、国土交通省とか、能代市とか八峰町含めた形で、今打ち合わせ検討することになってはいますけれども、いずれそういう機会を通して、現状を訴えながらいきたいなというふうに思っています。

それから確かに森吉ダムの件で、いろいろ問題提起されていますけれども、うちの方のダムについても、やっぱり水位の状況によっては、そういう基準というのがありますから、それに基づきながらの対処になりますが、今回はそういうふうな対応とるまでも至らなかったと、それから今回の災害箇所についても、多少以前から問題提起されている所でもありましたので、今回の米代川水域の豪雨災

害に伴うその対象範囲の中にですね、入ってる分については今回そういう機会を通しながら、直してもらおうということで、今一生懸命頑張っているということですのでご理解してもらいたいと思います。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 1番松岡清悦君。

1番（松岡清悦君） 大事な事一つ。今回県北の米代川流域に降った雨量、八峰町に降ったシミュレーションを私聞いています。例えばですね、もちろんダム放水も当然危険性を超えればあるはずですが、その時にうちの方が今回は川の水嵩が増してるところにダム放水という、いわゆる重なった状態で水位がオーバーしています。ですので、うちの方にそのくらいの雨が降った時に、うちの方はどうなるのかというシミュレーションしたのかどうかです。

議長（阿部栄悦君） よろしいですか。はい、加藤町長。

町長（加藤和夫君） まずいろいろ防災計画だとか、水防計画とかたてているわけですが、今米代川水域に降った雨が、そのままこっちは来た場合どうなるのか、というシミュレーションそのものは正直いってそこまで今の段階ではやっていませんけれども、先ほど申し上げたように防災計画であるとか、水防計画も今いろいろ立てるために準備をしておりますので、そういった中である程度そういう予想もですね、含めながらやっていかなければならないんじゃないかなと思っています。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 4番今井一政君。

4番（今井一政君） くどいようですが鳥矢場線です。答弁の中であすこは町道に入っているというふうなご答弁でありましたが、すると径畔も町道だということですか。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。米森農業振興課長。

農業振興課長（米森昭一君） 私、直接の担当でございませんが、災害の現場の方、現地

の方へ行っておりますので、その中で建設課と農業振興課が現場を確認しております。それで今回の災害の箇所につきましては、法面、それから田んぼと直接接しておりますクロ（径畔）までが、町道施設ということになっておりまして、何回かご質問受けておりますが、いずれ、この災害箇所につきましては、町道施設であるということでございます。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

11番（柴田正高君） 今、松岡議員の質問と多少関連しますが、11月に町の方では防災計画を策定するという予定のようですが、我が町はご存知のとおり山が部落周辺まで迫っておりますので、雨が降ればすぐに下流まで水嵩が増すという状況の地域でございます。ですから非常に今回米代川流域に降ったぐらいの雨量が降ればどうなるかというシミュレーション云々の話がありましたが、それこそ、今回北秋田市に降ったぐらいの雨量だと、もうたちまち河口付近にある集落は床上浸水までいくのではないかなど、状態が想定されます。そういうことからして、今回の防災計画の策定にあたっては、その点も十分勘案して、どうか計画の策定をしていただくようお願いいたします。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めますか。

11番（柴田正高君） いえ、結構です。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部栄悦君） 日程第5、議案第97号八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

総務課長（嶋津宣美君）おはようございます。議案第97号についてご説明いたします。

八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年11月14日

八峰町長 加藤和夫

提案の理由です。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

次のページをご覧ください。

第1条関係のところ、削る部分あるんですが皆さんご覧のとおり、この育児休業法については今年度、国の法律改正がありまして、文言の整理がされているのが第1条であります。同じく第2条も文言の整理です。

主な改正点だけ説明しますが、第3条の部分、この中に文言のほかに下の方、括弧3が2つあるんですが、この3号について再度の育児休業をすることができる、特別の事情の追加ということでこの、括弧3の二つ目ですね、これが付け加えられております。

育児休業をしている職員が、当該職員の負傷・疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、当該育児休業に係る子を養育できない状態が、相当期間にわたり継続することが見込まれることによって、当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することが出来る状態に回復したこと、これが特別な事情として、追加されたものであります。これは国家公務員に準ずる措置というこ

とです。

これがまず大きな一つの特徴かと思えます。

それから、第8条関係ですが、次のページの中ほどにあります、第6条の見出しをという項目なんです、これは今度は第8条になるわけですが、育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整ということで、こういう処置が育児休業法第8条の規定によって、今回見直されたとこういうことでございます。

改正の三つ目の要点ですが、これについては同じく下の方の9条の項目から、第18条まで新しく追加になった部分でございます。育児短時間勤務制度ということで、これは新設になっております。簡単に説明します。これは今回の法律で追加になった分、新設された分です。一つ小学校就学前の子を養育するため、常勤職員のまま決められた勤務形態の中から希望する日、及び時間帯において勤務することが出来るということで、これは1月以上1年以下の中で出来るということが、今回の育児休業法の改正の中で規定されています。その勤務形態についても、この資料の方の、もう2枚後の方の第11の中に書いています。4通り出来ると、月曜日から金曜日まで4時間ずつ勤務するというので、合計20時間という形態をとる、あるいは月曜日から金曜日までの各5時間ずつ合計25時間、1週間取るというこういう形を4通りから取れるという形になっております。

それから給与関係で、勤務時間に応じて調整されるもの、これらについて、規定されておりますのは、11条関係ですね、それから勤務時間に応じて調整されないもの、最初の方の調整されるものは給料・管理職手当・初任給の調整手当・通勤手当が調整されるものであります。それから勤務時間に応じて調整されないものがありまして、これが特殊勤務手当・時間外、管理職員の特別勤務手当・扶養手当それから住居手当・管理手当これが選定した勤務時間に応じて調整されない項目、こういうことになっているようです。

あと主なところで、改正点の大きいところの4つ目なんです、戻っていただいて説明のところですね、2枚目の第7条の関係、この

辺が4つ目の改正点です。育児のための部分休業の改正で、かなり条文が改正、まあ後の方に回ったりということになってはいますが、ここが変わっています。育児のための部分休業が取れる、それが変わっています。1つ目の大きいところが、育児のための部分休業の対象となる子が、今まで3歳に満たない子を対象にしていたけれど、今回からは小学校就学前の子まで拡大されました。それから部分休業している職員の昇給は、部分休業していない者として取り扱うということになっています。

それから条例の具体的な改正内容ですが、この19条は部分休業をすることができない職員の規定の追加であります。育児短時間勤務をしている職員は、部分休業できないことの追加という内容ですね。

第20条関係ですが、前のページの第8条、これが変わるんですが、部分休業できる時間を法律で2時間と規定したため、条例から削除するという内容です。

又、部分休業は育児時間を含めて、2時間いないとすると、規定しております。同じく、このページの第10条も変わりました、これが21条になります。これは見出しが付けられて文言の整理がされております。

それから、前文の最後は22条なんですが、これもここの中に書いているとおり10条の部分が分かれて、これも同じく文言整理ということで、変わっております。

大きく4点にかかる部分が今回改正になりましたので、当町の職員も育児休業を適用される場合を今想定して、今回提案しました。以上でございます。

議長（阿部栄悦君） これより議案第97号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

14番（見上政子さん） 14番。まだちょっとわからないところがありますので、教えてもらいたいと思います。11条の括弧2番で、ア・イとありますが、これはアかイか、どちらかを選ぶということですか。週3日勤務、そ

れかそれとも4時間勤務、これをどちらかとするということなのか、ということと、14条の括弧2のところに当該育児勤務時間に伴い任用される任用短期職員ということで、当然こういうふうな職員が配置されないと、制度は利用できないと思いますが、今までもこういうことがあったのかどうなのかということと、現在職員の人達が就学前の子どもさんを持っている方が何人くらいいるか、利用したいと思っている職員は何人くらいいるのかということと、これは申請して利用できる制度なのか、申請しないと利用できないのかその辺のところを教えてもらいたいと思います。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。嶋津総務課長。

総務課長（嶋津宣美君） 最初の11条の育児短時間勤務の勤務形態ですが、アとイの中から申請された方が選択できるようになっています。

次の4条の任期付短期間勤務職員、これは今までにはございません。

何人くらいいるのかということですが、今回枠が就学前になりましたので、ちょっとまだ把握しておりません。ただ、ご覧のとおり、この育児休業については、女子だけでなく、男性も取れるということになっていますので、かなりの需要はあるかと思うんですが。これは本人からの申請で対応されます。以上でよろしいでしょうか。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 1番松岡清悦君。

1番（松岡清悦君） 今回の条例改正ですが総体的に育児を支援する、いわゆる子育てをしやすいような改正ですので、歓迎するわけですが、今回は役場職員だけということです。もちろん育児をする人は役場職員だけでなく町内にはいっぱいいるわけで、果たしてこの職員のこうした育児支援に民間の会社がどのくらいついてこれるのか。今町内で子育てをしながら勤めている方、いっぱいいると思うんです。

そうした中で、公務員はどんどんこういう待遇で優遇されていく中で、一般の会社に勤めたり、他のところに勤めている人方が、果



たして他の会社がこういうことについてこれるのかどうか、その点  
をある程度勤め先に、今回役場職員はこういうふうになるのだと、  
お宅でも何とか若い職員にそういう優遇措置が取れないのかという  
ことを、町長としてこれから話しをしていくのか、それともだまっ  
て法が変わったから俺方、どんどんこうやっていくというのか、ど  
うも公務員と民間の差が、どんどん開いていきそうな気がしてなら  
ないわけですが、その辺の考え方を町長にお尋ねいたします。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

町長（加藤和夫君） 今回の条例改正は、基本的には国の法律に基づいた改正でござい  
ますので、その法律そのものは公務員であろうが、民間の企業であ  
ろうが、同じ法律の枠の中におります。したがって、これを具体的  
な形でどのような実施方法を選んでいくのか、やっぱりある程度企  
業努力による部分が非常に大きいと思います。

ただ私の方でも、じゃ町内の企業の育児休業制度はどうなってい  
るのかというところまでは、正直言って把握をしておりません。た  
だこの後、例えば商工会の会議であるとか、いろいろあるとおも  
いますので、やっぱりそういう際に状況等についても少し話を聞いて  
みたいなと思っております。

同じ法律の枠内なので、企業としての努力もしていかなければな  
らないわけですし、それから又、世の中全般は今、少子高齢化の中  
でどうして少子化のためにこういう育児休業制度なども充実しなが  
ら、仕事と家庭の調和を図っていくのか非常に大事な課題でありま  
すので、そういう意味では、そういった場を通じながら少し話はし  
てみたいなと思っております。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

14番（見上政子さん） 先ほど町長が各企業にもとかいうようなことを言われましたが、  
この法律というのは、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改  
正をする法律ですので、まず公務員がお手本になって、育児をする

場合はこういう制度が使えるんだということを、公務員が率先して見本を見せろということでもありますので、これを他企業に進めるとか、そういうのはまだ時期早々だと思います。

公務員が取りやすい環境づくりということで、本当に14条の括弧2にありますように、短時間勤務利用しやすい環境づくり、それと部分休業が小学校前までということで、対象もかなりいると思います。そういう人達が本当に申請で、できるとありますが、こういう制度ができたんだということを、職員によく周知してもらって、法律の中でも短期勤務を任用できるということがあるということ、書き加えて職員に周知してもらいたいと思います。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めますか。加藤町長。

町長（加藤和夫君） 今回の改正はたしかに見上さんおっしゃる通りかもしれませんが、ただ基本的には育児休業法というのは全般の基本にあるわけですので、そういった中で、企業にはこういうものやりなさいと、我々はそういうやり方は、なかなかとれないわけですので、ただ状況把握を今してない中ですので、どういう状況かですね、私らもいろんな機会を通じながら、把握しながらいろんな話をしてみたいと、そういうことをございます。

あと、当然この条例改正なり、この後の勤務時間に関する条例等改正になれば、職員には十分周知をしていきたいと思っています。周知をした後、申請で我々対処することになりますので、申請が上がった際は、我々としても最大限の努力をしてみたいと思います。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議長 (阿部栄悦君) 日程第6、議案第98号八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

総務課長 (嶋津宣美君) 議案第98号について説明いたします。

八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年11月14日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由です。

地方公務員の育児休業等に関する法律一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものである。

次のページをご覧ください。改正点について書いてありますが、まず上の方からいきます。第2条第3項のいろいろ書いておりますけれど、これは内容の追加であります。先ほどの97号の関係ですが、育児短時間勤務職員をカバーするため、採用された任期付の短時間勤務職員の一週間あたりの勤務時間、これを32時間までの間で任命権者が定めるという内容の追加でございます。

次の2項の関係、これが新しく付け加える部分で、6行ほどありますが、この内容ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によって、育児短時間勤務ができることになって、その育児短時間勤務をする職員の一週間あたりの勤務時間は任命権者が定める、そういう内容です。これが2のところです。

中段あたりにある第3条第1項の関係、これも内容の追加となります。育児短時間勤務職員については、日曜、土曜日に加えて月曜か

ら金曜の間に休む日、週休日を設けることとするという内容を追加しております。その3行ほどあとになるんですが、同条2項というところですね、これも内容の追加となっています。

育児短時間勤務職員の一日の勤務時間は、8時間以下とするという内容です。

さらにその下の方に同条第3項というところですが、これも内容の追加となっております。育児短時間勤務職員が試験研究に関する業務等で従事する職員等ですね、一般の職員と異なる勤務時間を割り振りされてる職員の場合、別の勤務時間を割り振りするというそういう内容です。

このページの一番下の方、第4条の第2項という項目があります。これも内容の追加です。内容は、特別の勤務体形をしている職員の休む日、週休日ですね、これを規定しているところに、この職員が育児短時間勤務をする場合の休む日の規定を、新たに追加したという内容です。

右のページをご覧ください。最後の方なんですが、第12条第1項第1号ということで、これも内容の追加です。育児短時間勤務職員の年次有給休暇ですが、これは20日を超えない範囲で定めるという、こういう内容が追加となっております。

この条例は公布の日から施行するというので附則をつけております。以上簡単ですが説明を終わります。

議長（阿部栄悦君） これより議案第98号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

14番（見上政子さん） 前の条例を見ますと小学校就学期の始期に達するという言葉が何箇所か出てくるんですが、この小学校就学期の始期に達するということは、どのくらいの時期までなのかなっていうふうな事と、それからこれが一把人からめで就学前ということに変わるのかその辺を教えてください。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。嶋津総務課長。

総務課長（嶋津宣美君）先ほどの育児休業法の方で、小学校就学前の子の拡大に関する部分ですよね。その始期とといいますか、どこまでかっていうことですが、小学校就学前の子ですので、小学校に上がる前までのという認識になっていますけども。

議長（阿部栄悦君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（阿部栄悦君）質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（阿部栄悦君）討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（阿部栄悦君）異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部栄悦君）日程第7、議案第99号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

上下水道課長（高宮建一君）議案第99号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

皆様ご存知のように八森浄化センターの増設工事は、18年度繰越と19年度で付帯工事を実施するものでございます。

機械設備・電気設備につきましては、19年度でそれぞれ各一部、20年度でそれぞれの残工事を行い、21年春に供用を予定しているものでございます。

議案第99号であります。現在実施中のOD槽増設工事は、ご存知のように補助対象額が7,000千万円の、18年度の繰越事業でございます。5月14日に議決をいただき、15日に64,575千円で工事請負契約を行ったものでございます。

今回の変更であります。繰越補助事業費消化のために、入札により生じました約530万円の請負差額分などを事業化して事業費消

化を図るものでございます。

変更内容でございますが、お手元の図面にありますように、議案第99号関係の資料でございます。主なものとしてはOD槽採集沈殿地とともに開口部の蓋の追加と、足掛金具関係の追加工事でございます。赤い色で塗った部分であります。それらの直接工事費で約、370万円の増額になります。それに諸経費等を加えて約540万4千円の増額となりまして、変更後の契約額を69,979,350円とするものでございます。

尚現在の、八森浄化センター区域内の加入率でございますが、60.2%でございます。それで、朗読して提案したいと思っておりますので宜しくお願いします。

#### 議案第99号 工事請負変更契約の締結について

平成19年4月24日に指名入札に付した八森浄化センターOD槽増設工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的 八森浄化センターOD槽増設工事
2. 契約金額 変更前 64,575,000円  
変更後 69,979,350円
3. 契約の相手方 山本郡八峰町八森字樁台136  
伊藤栄建設株式会社  
代表取締役 伊藤 久
4. 支出科目 平成18年度 八峰町公共下水道特別会計  
1款 事業費  
3項 特定環境保全公共下水道事業費  
3目 八森処理区公共下水道事業  
繰越明許費でございます。

平成19年11月14日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案の理由でございます。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5千万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためであります。どうかよろしくお願いいたします。

議長（阿部栄悦君） これより議案第99号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

3番（石塚正一君） 確認したいんですが、この赤く塗られているところは、新しく追加したのかそれとも、ここの部分は前からあったけども品物を変えたのか、ちょっとお聞きします。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。高宮上下水道課長。

上下水道課長（高宮建一君） その後の変更とかそういうものではございません。まるっきりの追加工事でございます。よろしく申し上げます。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

3番（石塚正一君） これを設計するという人は、常備こういうことをやっているんだから、かなりこういう変更というのはおかしいと思うんですが、初めからこういうことがわからなかったのか、それともこれをやることによって、この浄化の能力がすばらしくなるとかという、そういうあれじゃないんですか。

議長（阿部栄悦君） 高宮上下水道課長。

上下水道課長（高宮建一君） 設計組む段階で予算がありますので、その主要部分、躯体と言いますか、コンクリート工事・鉄筋工事、それを主体にしたそういう設計を組んでいます。で、たしかに予算そのものが相当額あれば、こういう付帯的な部分も一緒に設計に入れて同時発注すればいいわけですが、うちらとしては、その請負差額とか、それからどうしてもその請負差額が出ない場合は、第2期工事それらでこういう小さい部分に対応しているのが現状です。よろしく申し上げます。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部栄悦君） 日程第8、議案第100号工事請負契約の締結について、を議題とします。当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

上下水道課長（高宮建一君） 議案第100号

工事請負契約の締結について、平成19年11月7日に指名競争入札に付した八森浄化センター増設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- |           |   |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的  | 八森浄化センター増設工事（機械設備）  |
| 2. 契約金額   | 51,870,000円   |
| 3. 契約の相手方 | 仙台市青葉区一番町二丁目7番17号<br>古河産機システム株式会社 東北支店<br>支店長 渡辺 修                      |
| 4. 支出科目   | 平成19年度 八峰町公共下水道事業特別会計<br>1款 事業費<br>3項 特定環境保全公共下水道事業<br>1目 特定環境保全公共下水道事業 |

平成19年11月14日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する



る条例第2条の規定により、予定価格が5千万円以上の工事にかかる契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

議長（阿部栄悦君） これより議案第100号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 1番松岡清悦君。

1番（松岡清悦君） 今回の入札額についてお尋ねをいたします。予定額が、税抜きの6,800万円。それに対して今回の落札が4,900万円と、約2,000万円近くの入札差額が出ているわけです。パーセントにしてどのくらいか、私も計算できませんが、相当な入札差額が出ると思います。過去に同じような工事を前の工事の時にやっていると思うんですが、その時の入札額とか入札率、ちょっと私手元に資料がないのでわかりませんが、今回極端に入札差額が出ているのか、最近どこともこの落札率・入札率の低下が目立っているわけですが、今回も又大きな差額がでておりますので、過去の第1工事の時にも同じような工事をやったと思うわけですが、それと比較して今回のこの入札に関する差額の件、どのように考えているのかお伺いいたします。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。

休憩いたします。

午前11時13分 休 憩

.....  
午前11時14分 再 開

議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

答弁を求めます。高宮上下水道課長。

上下水道課長（高宮建一君） お答えします。ご存知のように八森浄化センターの1期工事につきましては、県代行でやられておりますので、その落札率といえますか、そういう点ははっきりいってわかりません。ただ最近の業界ですが、何年か前に談合といえますか、そういうことで騒がれたその後、結構このような競争が激しくなったというか、こういう

傾向が続いているようです。以上です。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって議案第100号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部栄悦君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもって、平成19年第5回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

.....  
午前11時15分 閉 会

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、ここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 7 番 門 脇 直 樹

同 署名議員 8 番 菊 地 薫

---

同 署名議員 9 番 福 司 憲 友

---